

令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託 仕様書（案）

1 委託事業名 令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託

2 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務の目的

この業務は、消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識が身につく研修を行い、受講者の消費者力を高めることで、将来、受講者が各地域の消費者教育推進コーディネーターや出前講座の講師として活躍する地域のつなぎ役、見守り役となり、その地域の消費者教育を効果的に推進することを目的とする。

4 委託業務の概要

本委託業務は「令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座」の実施、運営及びそれに付随する業務とする。

(1) 講座の内容等

実施する講座は、基礎コース（4回）とレベルアップコース（2回）の2講座とする。

① 対象者

ア 基礎コース

- ・受講資格は、岡山市内に在住、在勤、在学している者とする。
- ・受講者は、受託者が公募する消費生活相談・消費者教育に関心のある者及び市が募集した、既に地域において消費者教育や見守り活動を推進している者を含む。

イ レベルアップコース

- ・受講資格を有する者は、以下のいずれかの者とする。
 - ①昨年度以前に基礎コース（昨年度までの名称：「実践コース」）を修了し、「消費生活マイスター」の人材登録をした者であること。
 - ②市が受講を認める者であること。

② 講座の内容

消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識並びに消費者教育の実践に必要な知識の習得を図るため必要な項目とし、以下の内容を基本とするが、より効果的に実施するための創意工夫を妨げない。なお、講師は民間・行政機関等で講座等の実績がある者を選定すること。

ア 基礎コース：全4回に、以下の内容をできるだけ取り入れること

【基礎知識】 消費者問題、消費者市民社会（公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が積極的に参画する社会）、消費者のための行政・法律知識、消費生活基礎知識（情報通信、インターネット、医療と健康、社会保険と福

祉、食生活と健康、商品・サービスの品質と安全性確保、広告と表示、金融・保険等)、新型コロナウイルスに関連した消費者トラブル、エシカル消費、消費者教育に関わる知識等

【実務能力】 出前講座の実施方法（研修プログラムの構築、傾聴、コミュニケーション方法等）

※消費生活センターの啓発等も講座内容に盛り込む場合があるため、事前に内容について詳しく協議すること。

イ レベルアップコース

1回目：最近の消費者問題について

2回目：出前講座の実施方法（基礎コースの内容を発展させ、人に伝える技術についてより深く学ぶ）

※消費生活センターの啓発等も講座内容に盛り込む場合があるため、事前に内容について詳しく協議すること。

(2)受講生の募集・選定

①市と受託者は、協議の上、上記（1）①の対象者に講座の広報を行う。受託者は、受講定員に達するよう、可能な限り広報に努めること。

②受託者は、講座に参加を希望する者からの応募を受け付ける。

応募時の確認事項は、「氏名・年代・住所・電話番号（固定・携帯いずれか）・メールアドレス」とする。※PC・スマートフォンを保有している場合、修了後の情報提供のため、メールアドレスは必須であること、オンライン中継（後述参考）を予定していることを、チラシに明記すること。二次元コードによるメールソフトの読み出し等も活用し、募集を効率よく行い、可能な限り定員を満たすことができるよう努めること。

③受託者は、市と協議の上、講座に参加する者を選定し、受講生の決定を行う。

(3)対面講座の実施

①基礎コース

ア 開催場所

きらめきプラザ（岡山市北区南方2丁目13-1）。ただし、状況によっては他の岡山市内の会場に変更する場合あり。

イ 開催期日

令和3年10月から12月まで（可能であれば10月から11月の間）

受託者は、市と協議の上、開催期日を決定する。

ウ 開催回数・実施時間

4回の連続講座（実施時間は各回4時間程度とする。）

エ 受講生 各回40名程度

オ 講座受講料は無料とする。

カ 新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策をすること。

- ・受講生の席間を十分にあけること。
- ・受講生間で会話の発生するグループ学習を行う場合、ソーシャルディスタンスに配慮すること。また、オンライン受講者（後述参考）もグループ学習に参加できるように、ブレイクアウトルーム等活用すること。
- ・講師及び講座の実施に従事する者は、マスク又はフェイスシールドの着用もしくは、それと同等の効果がある対策をすること。
- ・受講生にマスクの着用をしてもらうこと。
- ・室内換気を十分に行うこと。
- ・アルコール手指消毒薬を会場に設置すること。

②レベルアップコース

ア 開催場所

きらめきプラザ（岡山市北区南方2丁目13-1）。ただし、状況によっては他の岡山市内の会場に変更する場合あり。

イ 開催期日

令和3年10月から12月まで（可能であれば10月から11月の間）

受託者は、市と協議の上、開催期日を決定する。ただし、レベルアップコースは基礎コース以降の実施とする。

ウ 開催回数・実施時間

2回（実施時間3時間程度とする。）

エ 受講生40名程度

オ 講座受講料は無料とする。

カ 新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策をすること。

- ・受講生の席間を十分にあけること。
- ・室内換気を十分に行うこと。
- ・受講生にマスクの着用をしてもらうこと。
- ・アルコール手指消毒薬を会場に設置すること。
- ・講師及び講座の実施に従事する者は、マスク又はフェイスシールドの着用もしくは、それと同等の効果がある対策をすること。

（4）オンライン講座の実施

新型コロナウイルスの影響による受講生の減少を考慮し、基礎コース、レベルアップコース共にオンラインを活用すること。なお、利用するウェブ会議システムは、Zoom とすること。

- ① 開催場所、開催期日、開催回数・実施時間、受講料については、対面講座に準ずる。
これら以外については以下による。
- ア 受講生：30名程度（別途、当市関係課も接続先になることについて考慮すること）
- イ 受講方法：受託者より、受講者のメールアドレス宛にウェブ会議システムの URL
を送信し、そこからアクセスしていただくこと。
なお、資料は印刷して事前に受講者に郵送しておくこと。
- ウ ウェブ会議システムのアカウントについて：受託者が準備すること。
- エ 通信環境について：会場の通信設備を利用するが、通信設備がない場合は、高速の
ポケット Wi-Fi 等を受託者が準備し、オンライン受講に支障が
無いようにすること。（関係各課にも受講案内予定）
- オ 講座方式：ハイブリッド型（対面講座とオンラインを並行）とすること。

（5）講座の管理運営

受託者は、講座の実施に伴い、次の管理運営等を行う。

- ① 講座資料の作成、講座案内のチラシ作成・送付、受講申込の受付、講座資料のオンライン受講者への送付
- ② 講師の選定及び打合せ等
- ③ 講師への謝金・交通費の支払い
- ④ 講座当日の受付、案内、進行、オンラインの中継含むその他の運営管理
- ⑤ 会場設営、撤去
- ⑥ 市及び受講生等との連絡調整
- ⑦ 受講生の講座受講状況の把握
- ⑧ 修了証書の作成、交付
- ⑨ 受講生へのアンケート調査及び集計の実施（オンライン受講者はメールにて提出）
- ⑩ 連続講座の修了生の人材リストへの登載勧奨（登録用紙は当市指定）
- ⑪ 当センターのメールマガジン・LINE登録の勧奨
- ⑫ 地域の見守り活動の紹介・事例提供等
- ⑬ その他、講座実施のために必要な業務

（6）修了生の人材リストの作成

本講座の受講者について意向調査を行い、消費者教育の担い手となる人材候補者の登録リストを作成する。

5 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本事業を実施する上で知り得た個人情報については、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、

適切な管理を行うこと。

6 著作物の譲渡について

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

7 業務報告について

- (1) 講座受講者の受講後の活動を支援するため、受講者リストを委託者へ電子媒体で提出すること。
- (2) 講座終了後はアンケートを実施し、各回終了時から 20 日以内に書面にてアンケートの集約、分析、報告を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、受託者が作成し、両者協議の上、詳細を決定する。
- (3) 事業終了後、令和 4 年 3 月 31 日（木）までに業務報告書を書面で 1 部及び電子媒体（PDF 版）で市に提出すること。（広報活動として、PDF データを市ホームページや啓発案内チラシ等への掲載を予定しているため、そのことについて、参加者の同意を得ておくこと。）

8 その他

本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。

9 問い合わせ先

岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター 担当者：清水
電話：（086）803-1105 FAX：（086）803-1724
電子メール：seikatsuanzen@city.okayama.lg.jp